

出雲市自立支援医療費助成（育成・更生医療）及び
障がい者福祉タクシー事業の見直しについて

1. 出雲市自立支援医療費助成事業（育成・更生医療）の廃止について

(1) 廃止の理由

自立支援医療は、障害者総合支援法に基づき、心身の障がいを取り除く又は軽くするための医療に対し、医療費の給付を行う制度である。この制度は、平成18年の制度改正によって、医療費の負担を1割とし、自己負担上限額が所得に応じた負担となったため、低所得者の自己負担が増加した。そこで、激変緩和措置として、市独自で出雲市自立支援医療費助成制度（以下「市助成」という。）を創設し、自立支援医療費の**上乘せ助成（市単事業）**として、下表のとおり自己負担上限額を設定し、同年運用を開始した。

市助成の開始から約20年が経過し、激変緩和措置としての目的を達したため、育成医療及び更生医療については、市助成を廃止する。

①育成医療の1か月の自己負担上限額（18歳未満が対象）

所得区分		住民税非課税世帯		住民税課税世帯		
		低所得Ⅰ	低所得Ⅱ	中間所得Ⅰ	中間所得Ⅱ	一定所得以上
自立支援医療 (国)	重度かつ継続 該当※1	2,500円	5,000円	5,000円	10,000円	20,000円
	重度かつ継続 非該当※2	2,500円	5,000円	5,000円	10,000円	対象外
市助成	通院	1,000円				1,000円 (重度かつ継続のみ)
	入院※3	2,000円				2,000円 (重度かつ継続のみ)

②更生医療の1か月の自己負担上限額（身体障がい者手帳を所持している18歳以上が対象）

所得区分		住民税非課税世帯		住民税課税世帯		
		低所得Ⅰ	低所得Ⅱ	中間所得Ⅰ	中間所得Ⅱ	一定所得以上
自立支援医療 (国)	重度かつ継続 該当※1	2,500円	5,000円	5,000円	10,000円	20,000円
	重度かつ継続 非該当※2	2,500円	5,000円	医療保険の 自己負担限度額		対象外
市助成	通院	3,000円		6,000円		6,000円 (重度かつ継続のみ)
	入院※3	5,000円		10,000円		10,000円 (重度かつ継続のみ)

※1 重度かつ継続該当：国が定めた人工透析や抗免疫療法などの長期的な治療が対象

※2 重度かつ継続非該当：ペースメーカー埋込み術やそしゃく機能障がいの歯科矯正などの手術が対象

※3 入院：入院と通院が共にある場合を含む

(2) 減額見込額 ▲約4,300千円（R6年度実績を基に算出）

(3) 廃止時期

令和9年4月診療分から制度を廃止する。（令和9年3月診療分まで助成対象）

2. 障がい者福祉タクシー事業の拡充について

(1) 拡充の理由

障がい者福祉タクシーについては、令和7年9月に実施した障がい者ニーズ把握等のアンケート及び過去のアンケート結果において「タクシー券が足りない」「増額を希望する」などの回答があっているところである。また、近年はタクシー運賃の値上げなどの影響もあり、当事者団体や利用者からも増額を求める声が多く上がっている。

市では、これまでのアンケート結果及び昨今の社会情勢を鑑み、令和9年4月からタクシー券の交付枚数を増やす。

① 拡充内容

- ・ 額面500円のタクシー券の交付枚数を増やす。
- ・ 一般用〔身障(視覚以外)、療育、精神〕は1人当たり6枚(3,000円)増とする。
- ・ 一般用〔身障(視覚)〕、車いす用、ストレッチャー用の枚数比を現在と同じ〔一般用(視覚を除く。)の2倍、4倍〕とする。

② 対象者別交付枚数

		現 行	変更後
券種	対象	枚 数	枚 数
一般用	身障手帳1・2級(視覚以外)	36	42
	療育手帳A・B 精神手帳1・2級	36	42
	身障手帳1・2級(視覚)	72	84
車いす用	常時車いすでないと外出できない	72	84
ストレッチャー用	常時ストレッチャーでないと外出できない	144	168

③ 各券種の実績(令和6年度) 利用率約60%

券種	交付者数(人)	交付枚数(枚)	利用枚数(枚)
一般用	1,516	59,472	34,008
車いす用	239	16,992	10,500
ストレッチャー用	29	3,960	2,234
合計	1,784	80,424	46,742

(2) 増額見込額 約4,100千円(R6年度実績を基に算出)

(3) 拡充開始時期 令和9年4月交付分から増額する。